

幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務 プロポーザル審査要領

幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「幡多広域観光振興計画（第Ⅱ期計画）策定等委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (2) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 事業内容の提案 | (30点) |
| (2) 実施計画書・工程表 | (10点) |
| (3) 実施体制図 | (20点) |
| (4) 幡多エリアにおける活動実績 | (20点) |
| (5) 類似業務一覧及びその成果品 | (10点) |
| (6) 経費見積書 | (10点) |

3 審査委員会

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所

令和元年8月1日（木）

時間・場所については後日ご連絡します。

- (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は20分とします。

イ プレゼンテーション終了後、審査委員から10分間の質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別紙

審査基準

番号	審査の項目	審査の視点	配点	合計
1	事業内容の提案	幡多エリアの現状と課題を把握できる内容になっているか	10点	30点
		関係者の合意形成に基づいた中長期計画素案を策定できるか	10点	
		委託者の事務の軽減につながるか	10点	
2	実施計画書 工程表	無理・無駄のない計画、工程になっているか	10点	10点
3	実施体制図	国や他県の動向も含めて広い視点で業務を遂行できる体制になっているか	10点	20点
		委託者の意向を柔軟に反映できる体制になっているか	10点	
4	幡多エリアにおける活動実績	幡多エリアの地理的環境を把握するのに十分な実績があるか	10点	20点
		幡多エリアの関係者の事情を把握するのに十分な実績があるか	10点	
5	類似業務一覧及びその成果品	業務を本当に実施できる実力を有しているか	10点	10点
6	経費見積書	内容に見合った適正な見積になっているか	10点	10点
合計				100点